

豊明市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年豊明市条例第26号）新旧対照表

現行	改正後（案）
別表第1（第4条関係） 【別記1 参照】 別表第2（第4条関係） 【別記2 参照】	別表第1（第4条関係） 【別記1 参照】 別表第2（第4条関係） 【別記2 参照】

【別記1】

現行

機関	事務
1 市長	愛知県特別障害者手当、愛知県障害児福祉手当又は愛知県経過的福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	地域生活支援事業に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	豊明市遺児手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	愛知県遺児手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法(昭和25年法律第144号)に準じて行う保護の実施に関する事務であって規則で定めるもの

改正後(案)

機関	事務
1 市長	愛知県特別障害者手当、愛知県障害児福祉手当又は愛知県経過的福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	地域生活支援事業に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	豊明市遺児手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	愛知県遺児手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法(昭和25年法律第144号)に準じて行う保護の実施に関する

	事務であって規則で定めるもの
6 市長	子ども医療費支給に関する事務であって規則で定めるもの
7 市長	心身障害者医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
8 市長	母子・父子家庭医療費支給に関する事務であって規則で定めるもの
9 市長	後期高齢者福祉医療費給付に関する事務であって規則で定めるもの

【別記2】

現行

機関	事務	特定個人情報
1 市長	愛知県特別障害者手当、愛知県障害児福祉手当又は愛知県経過的福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)、又は住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)であって規則で定めるもの
2 市長	地域生活支援事業に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
3 市長	豊明市遺児手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
4 市長	愛知県遺児手当の支給に関する事務であって規則	地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定め

	で定めるもの	るもの
5 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの

改正後（案）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	愛知県特別障害者手当、愛知県障害児福祉手当又は愛知県経過的福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)、又は住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)であって規則で定めるもの
2 市長	地域生活支援事業に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
3 市長	豊明市遺児手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
4 市長	愛知県遺児手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
5 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の実施に関する事務であって規則で定	地方税関係情報であって規則で定めるもの

	めるもの	
6 市長	子ども医療費支給に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）、生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「国民健康保険関係情報」という。）又は生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
7 市長	心身障害者医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報、生活保護関係情報、国民健康保険関係情報、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による後期高齢者医療給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「高齢者医療給付等関係情報」という。）、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進

		<p><u>並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金（以下「中国残留邦人等支援給付等」という。）の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u></p>
8 市長	<p><u>母子・父子家庭医療費支給に関する事務であって規則で定めるもの</u></p>	<p><u>障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、国民健康保険関係情報、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報、高齢者医療給付等関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u></p>
9 市長	<p><u>後期高齢者福祉医療費給付に関する事務であって規則で定めるもの</u></p>	<p><u>障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、高齢者医療給付等関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u></p>

豊明市立公民館条例（昭和52年豊明市条例第29号）新旧対照表

現行	改正後（案）
別表（第7条関係） 【別記1 参照】	別表（第7条関係） 【別記1 参照】

【別記1】

現行

別表（第7条関係）

（単位 円）

名称	室名	午前	午後	夜間	全日	延長
		9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	17:30～ 21:00	9:00～ 21:00	21時を 超える 1時間
南部 公民館	会議室A	1,290	1,720	1,500	4,510	420
	会議室B	1,150	1,530	1,350	4,030	380
	作法室	1,290	1,720	1,500	4,510	420
	視聴覚室	1,880	2,500	2,190	6,570	620
	大会議室	2,590	3,450	3,020	9,060	860

備考 市外の者が利用する場合の使用料は、2倍とする。

【別記 1】

改正後

別表（第 7 条関係）

（単位 円）

名称	室名	午前	午後	夜間	全日	延長
		9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	17:30～ 21:00	9:00～ 21:00	21 時を 超える 1 時間
南部 公民館	会議室	1,150	1,530	1,350	4,030	380
	作法室	1,290	1,720	1,500	4,510	420
	視聴覚室	1,880	2,500	2,190	6,570	620
	大会議室	2,590	3,450	3,020	9,060	860

備考 市外の者が利用する場合の使用料は、2 倍とする。

豊明文化広場条例（昭和54年豊明市条例第26号）新旧対照表

現行	改正後（案）
別表（第8条関係） 【別記1 参照】	別表（第8条関係） 【別記1 参照】

【別記1】

現行
別表（第8条関係）

（単位 円）

使用料金表									
利用区分		時間区分		午前	午後	夜間	全日	延長	宿泊
				9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	17:30～ 21:00	9:00～ 21:00	21時を 超える 1時間	17:30～ 翌8:30
勅使会館	和室	A		1,140	1,520	1,330	3,990	370	大人1人750 小人 〔小学生・中学生〕 小人1人500
		B		480	630	550	1,660	150	大人1人750 小人 〔小学生・中学生〕 小人1人500

備考 市外の者が利用する場合の使用料は、2倍とする。

【別記1】

改正後
別表（第8条関係）
使用料

（単位 円）

利用区分			1時間（時間単価）
勅使会館	和室	A	370
		B	150

備考 市外の者が利用する場合の使用料は、2倍とする。

豊明市福祉体育館条例（昭和52年豊明市条例第30号）新旧対照表

現行	改正後（案）
別表（第9条関係） 【別記1 参照】	別表（第9条関係） 【別記1 参照】

【別記1】

現行

別表（第9条関係）

アリーナ等使用料

（単位 円）

利用区分				時間区分	午前	午後	夜間	全日	延長	
					9：00 ～12：00	13：00 ～17：00	17：30 ～21：00	9：00 ～21：00	21時を超える1 時間	
専用 利用 ナ	入場料の類 を徴収しな い場合	アマチュアス ポーツに利用 する場合	全部	6,760	9,020	7,870	23,650	2,250		
			2分の1	3,380	4,510	3,930	11,820	1,120		
			4分の1	1,690	2,250	1,960	5,900	560		
					営利を目的としない場合	27,070	36,090	31,580	94,740	9,020
					営利を目的とする場合	67,680	90,240	78,960	236,880	22,560
					アマチュアスポーツに利用する場合	13,530	18,040	15,790	47,360	4,510
	入場料の類 を徴収する 場合				営利を目的としない場合	54,140	72,190	63,160	189,490	18,040
					営利を目的とする場合	135,360	180,480	157,920	473,760	45,120
					柔道場	2,010	2,680	2,350	7,040	670
				剣道場	2,120	2,830	2,470	7,420	700	
			会議室	1,980	2,640	2,300	6,920	660		
個人 利用	卓球場		中学生以下	80	80	80				
			その他	160	160	160				
	トレーニングルーム		1回						160	
			1か月						1,200	

備考

- 1 冷暖房利用の場合は、アリーナのみ1時間4,950円を加算徴収する。
- 2 市外の者が利用する場合の使用料は、2倍（アリーナ冷暖房費を含む。）とする。

改正後
別表（第9条関係）
アリーナ等使用料
ア 専用利用

（単位 円）

利用区分			1時間（時間単価）	
アリーナ	入場料の類を徴収しない場合	アマチュアスポーツに利用する場合	全部	2,250
			2分の1	1,120
			4分の1	560
		営利を目的としない場合		9,020
	営利を目的とする場合		22,560	
	入場料の類を徴収する場合	アマチュアスポーツに利用する場合		4,510
営利を目的としない場合		18,040		
営利を目的とする場合		45,120		
柔道場			670	
剣道場			700	
会議室			660	

イ 個人利用

（単位 円）

利用区分	時間区分	午前	午後	夜間
		9:00～12:00	13:00～17:00	17:30～21:00
卓球場	中学生以下	80	80	80
	その他	160	160	160
トレーニングルーム	1回			160
	1か月			1,200

備考

- 1 冷暖房利用の場合は、アリーナのみ1時間4,950円を加算徴収する。
- 2 市外の者が利用する場合の使用料は、2倍（アリーナ冷暖房費を含む。）とする。

豊明市子ども医療費支給条例（昭和48年豊明市条例第1号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（支給の範囲）</p> <p>第4条 市長は、子どもの疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付（<u>高校生等にあつては、入院に係るものに限る。</u>）が行われた場合において、当該医療に関する給付の額と当該疾病又は負傷について法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われた場合における給付の額との合計額が当該医療に要する費用の額に満たないときは、規則に定める手続に従い、受給資格者に対し、その満たない額に相当する額を子ども医療費（以下「医療費」という。）として支給する。</p> <p>2 （略）</p> <p>（子ども医療費受給者証）</p> <p>第5条 この条例による子どもの医療費（<u>高校生等の医療費を除く。</u>）の支給を受けようとする受給資格者は、市長に申請し、規則に定めるところにより、この条例による医療費の支給を受ける資格を証する子ども医療費受給者証（以下「受給者証」という。）の交付を受けなければならない。</p> <p>（支給の方法）</p> <p>第7条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 <u>高校生等に係る医療費の支給は、当該医療費を受給資格者に支払う。</u></p>	<p>（支給の範囲）</p> <p>第4条 市長は、子どもの疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付 _____ _____が行われた場合において、当該医療に関する給付の額と当該疾病又は負傷について法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われた場合における給付の額との合計額が当該医療に要する費用の額に満たないときは、規則に定める手続に従い、受給資格者に対し、その満たない額に相当する額を子ども医療費（以下「医療費」という。）として支給する。</p> <p>2 （略）</p> <p>（子ども医療費受給者証）</p> <p>第5条 この条例による子どもの医療費 _____ _____の支給を受けようとする受給資格者は、市長に申請し、規則に定めるところにより、この条例による医療費の支給を受ける資格を証する子ども医療費受給者証（以下「受給者証」という。）の交付を受けなければならない。</p> <p>（支給の方法）</p> <p>第7条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>

豊明市老人福祉センター条例（昭和52年豊明市条例第7号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p style="text-align: center;">豊明市老人福祉センター_____条例</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2の規定に基づき、<u>豊明市老人福祉センター</u>（以下「老人福祉センター」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（設置）</p> <p>第2条 <u>老人に対して各種の相談に応じるとともに健康の増進、教養の向上を総合的に供与するため老人福祉センターを設置する。</u></p> <p>2 <u>老人福祉センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</u></p> <p>（1） <u>名称 豊明市老人福祉センター</u></p> <p>（2） <u>位置 豊明市西川町笹原26番地1</u></p> <p>（管理）</p> <p>第3条 <u>老人福祉センター</u>に所長、その他必要な職員を置く。</p> <p>（使用の資格）</p> <p>第4条 <u>老人福祉センターを使用できる者は、市内に居住する60歳以上の者とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">豊明市老人福祉センター<u>及び陶芸会館</u>条例</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2の規定に基づき、<u>豊明市老人福祉センター及び陶芸会館</u>（以下「老人福祉センター等」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（設置）</p> <p>第2条 <u>高齢者の健康の増進、生きがいづくり及び交流の場並びに世代を超えたふれあいの場を提供するため、老人福祉センター等を設置する。</u></p> <p>2 <u>老人福祉センター等の名称及び位置は、別表第1に定めるとおりとする。</u></p> <p>（管理）</p> <p>第3条 <u>老人福祉センター等</u>に所長、その他必要な職員を置く。</p> <p>（使用の資格）</p> <p>第4条 <u>老人福祉センター等を使用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</u></p> <p>（1） <u>市内に居住する60歳以上の者</u></p> <p>（2） <u>前号に掲げる者のほか、市長が認める者</u></p> <p>2 <u>前項第1号に規定する者は、9時から17時までの間は老人福祉セ</u></p>

(使用の許可)

第5条 老人福祉センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(使用の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、老人福祉センターの使用を許可しない。

(1) (略)

(2) 老人福祉センターの施設又はその附属設備等(以下「施設」という。)をき損するおそれがあると認めるとき。

(3)～(5) (略)

(使用料)

第9条 使用料は無料とする。

ンター等を優先して利用することができる。

(使用の許可)

第5条 老人福祉センター等を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(使用の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、老人福祉センター等の使用を許可しない。

(1) (略)

(2) 老人福祉センター等の施設又はその附属設備等(以下「施設」という。)をき損するおそれがあると認めるとき。

(3)～(5) (略)

(使用料)

第9条 利用者は、別表第2に定める額の使用料を別に指定する日までに納付しなければならない。

2 納付された使用料は還付しない。ただし、市長が災害その他特別の理由があると認めるときは、その使用料の全部又は一部を還付することができる。

3 市長は、災害救助その他特別の理由により利用したときは使用料を減免することができる。

4 第1項の規定にかかわらず、高齢者優先利用時間帯(第4条第2項に規定する時間帯をいう。)における市内在住の60歳以上の高齢者の団体の貸室等利用については、無料とする。

(利用料)

(準用)

第12条 (略)

(委任)

第13条 この条例に定める外、老人福祉センターの管理及び運営に関し、必要な事項は、市長が定める。

第12条 施設の管理を指定管理者が行う場合における利用料は、別表第2に定める金額を上限とし、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

2 前項の場合において、利用者は、第9条の規定にかかわらず、前項において指定管理者が定める利用料を納付しなければならない。

3 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により、利用料の減免又は一部若しくは全部の還付を行うことができる。

4 第1項の利用料は、指定管理者の収入とする。

(準用)

第13条 (略)

(委任)

第14条 この条例に定める外、老人福祉センター等の管理及び運営に関し、必要な事項は、市長が定める。

豊明市都市公園条例（平成24年豊明市条例第39号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（指定管理者が行う業務の範囲）</p> <p>第23条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p><u>（3）</u> <u>前2号</u>に掲げるもののほか市長が必要と認める業務</p>	<p>（指定管理者が行う業務の範囲）</p> <p>第23条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p><u>（3）</u> <u>有料公園施設の使用料の収受に関する業務</u></p> <p><u>（4）</u> <u>前3号</u>に掲げるもののほか市長が必要と認める業務</p>